道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

建設省令第三号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

の 本 場 は リ ス サ 入 線 か 駐 ア ・ l 口 へ ら 車 又 エ ビ		駐車場		種	案内標識	
ロヘら車又エビ (117の2)	(117—B)	場 (117-A)		類 番 号	識(第一	
				号	(第二条関係)	
において設置を必要とする地点における路端出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場高速道路等に接して設置されている利便施設への	ある地点における左側の路端又は中央分離帯高速道路等に設置されている駐車場を示す必要が	示す必要がある場所高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を	(略)	設置場所	係)	改正案
					印门	
		駐車場		種類	案内標識 (
	(117-B)	(117—A)		番号	(第二条関係)	
	ある地点における左側の路端又は中央分離帯高速道路等に設置されている駐車場を示す必要が	示す必要がある場所 高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を	(略)	設置場所	(関係)	現行

) 道	道 和 限 総 各 指 度 重 定 緩 量	路番号	号 県 都 道 道 番 府				線登坂車
Ø4−B)	(118Ø4-A)	(<u>118</u> Ø3)	(118 \mathcal{O} 2-B• C) (118 \mathcal{O} 2-A)			(117Ø3-B)	(117Ø3-A)
(略)	(略)	の上方又は中央分離帯設置を必要とする地点における左側の路端、車道	差点における進行方向の正面の路端 設置を必要とする地点における左側の路端又は交	の上方、中央分離帯又は交通島設置を必要とする地点における左側の路端、車道	(略)	(略)	(略)
, j	道 和 限 総 格 指 度 重 定 緩 量			号 県 都道番 府			線登坂車
Ø3-B)	(118Ø3-A)		(118 <i>⊙</i> 2−B• C)	(118Ø2-A)		(117Ø2-B)	(117Ø2-A)
(略)	(略)		差点における進行方向の正面の路端 設置を必要とする地点における左側の路端又は交	の上方、中央分離帯又は交通島設置を必要とする地点における左側の路端、車道	(略)	(略)	(略)

別表第二(第三条関係) 補 指 規制標識 標 標 識 標 觀 觀 案内標識 路 指 度 高 定 緩 和 関 の入口は駐車場から本線へ 略略略 (1180) 5-C • D) (118Ø5-B) (118Ø5-A) (118 $(117\mathcal{O}2)$ (略) 登坂車線 (略) (略) (略) (117Ø3-A) 別表第二 (第三条関係) 補 指 規制標識 標 標 識 標 觀 觀 標 觀 觀 案内標識 指定 渡 緩和 道 路 登坂車線 略略略 (118Ø 4-C•D) (118Ø4-B) (118Ø4-A) (118)(117Ø2-A) 略 登坂車線 (略) 略) 略 (11702-B)

高速道路番号	(略)	登 坂 車 線	本線 EXPWY
(<u>118Ø3</u>)		(117⊘3-B)	名古屋 Nagoya
道路総重量限度緩和指定			(略)
(118Ø4-A)			
道路 総重量限度緩和指定			(略)
指 定 (118の3-A)			
道路 総重量限度緩和指定			(略)
(118Ø3-B)			

高さ限度緩和指定道路 (118の5-B)	(略)	道路 総重量限度緩和指定 (118の4-B)	E1 E56 C4
高さ限度緩和指定道路 (118の5-C)	(略)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-A)	(略)
高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)	(略)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	(略)
高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)	(略)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	(略)

1 案内標識(「サービス・エリア、一 表示 本標識(本標識の標示板をいう。) 備考	補助標識(略) 整戒標識(略)	(略)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-D)	(略)
エリア、道の駅及び距離」、「サーう。)				(略)
1 案内標識(「サービス・エリアー 本標識(本標識の標示板をいう。)備考	補助標識(略) 整戒標識(略)			(略)
案内標識(「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サー示				(略)

戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下りづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、 常電話」 曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、 あり」、「右(又は左)方屈折あり」、 ビス・エリア、 最大幅」、「最高速度」、 にあつては、矢形を除く。)及び 、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「 「上形(又は一形)道路交差点あり」、 最低速度」、 さ限度緩和指定道路 |限度緩和指定道路| にあつては、 「非常駐車帯」、 道の駅の予告」、「サービ 矢形を除く。 一方通行 (総重量限度指定緩和道 (118<u>©</u>5-B) 「特定の種類の車両の最高速度」、 (32<u>6</u>-A) 「駐車場」、 を表示するものを除く。)、 及び 「高さ限度緩和指定道路」(「車両通行区分」、 「右 (又は左) 「右 (又は左) 高さ緩和指定道路 ス・エリア」 「登坂車線」 「右(又は左)つ (118Ø4-B) 背 向 屈 (118Ø5-D) 総非 戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警 常電話」、 曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、 にあつては、矢形を除く。 重量限度緩和指定道路」(最大幅」、「最高速度」、 づら折りあり」、「落石のおそれあり」、 あり」、「右(又は左)方屈折あり」、 、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「 「一形(又は一形)道路交差点あり」、 |東線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下りら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、 最低速度」、 ス・エリア、 高さ限度緩和指定道路 にあつては、 「非常駐車帯」、 道の駅の予告」、 矢形を除く。 一方通行 (118<u>0</u>4-B) (32<u>6</u>-A)) 及び 「特定の種類の車両の最高速度」、 総重量限度指定緩和道路 「駐車場」、 を表示するものを除く。 及び 「高さ限度緩和指定道路」(「サー 「右 (又は左) 車 ビス・エリア」 高さ緩和指定道路 ·両通行区分」、 「登坂車線」

(118Ø4-D)

(118Ø3-B)

総非

「右(又は左)つ (又は左) 背向屈

を除き、 定の種 ては、「60」に限る。)は、 」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。 通行区分」、「専用通行帯」、 と除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区間」にあつを表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。五の2「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告 類の車両の通行区分」、 例示とする。 「普通自転車専用通行帯」及び 「牽引自動車の高速自動車 国

2 (略)

3 道路等以外の道路に設置する案内標識(著名地点 (114—A • B)

登坂車線 (117 $\widehat{\mathcal{O}}$ 3-A) 国道番号 (118-A)道路の 通

まわり道 (120-A) を表示するものを除く。

称名

及び

• B)

)については、英語による表示は、特に必要がない場合は、 略することができる。

 $\begin{array}{c|c}
11 & 4 \\
 & 5 \\
 \hline
 & 10
\end{array}$ (略)

建設省令第十八号)第十三条第二項第三号イに規定するETC 通行車をいう。 らETC通行車(道路整備特別措置法施行規則 示板には、必要がある場合は、 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標 以下同じ。 の通行の用に供することを目的と 次に図示したものに準じて、 (昭和三十 年 専

> を除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区間」にあつ」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。五の2「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び ては、「60」に限る。)は、例示とする。 定の種類の車両の通行区分」、 「牽引自動車の高速自動車 玉

2

3 高速道路等以外の道路に設置する案内標識(著名地点 (114—A • B)

登坂車線

(117<u>©</u>2-A)

国道番号

(118-A)

道路の

及び まわり道 $(12\widehat{0}-A)$ を表示するものを除く。

称名

略することができる。)については、英語による表示は、特に必要がない場合は、 省

(新設)

通

を表示することができる。する入口(以下「ETC通行車専用入口」という。)を表す旨



ことができる。 以下「ETC通行車専用出口」という。)を表す旨を表示する は、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、 内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、 び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示する案

(新設)

) 13 (略)

11

(新設)

16

「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、方面につ「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及

必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとす

ることができる。

ETC専用 ONLY

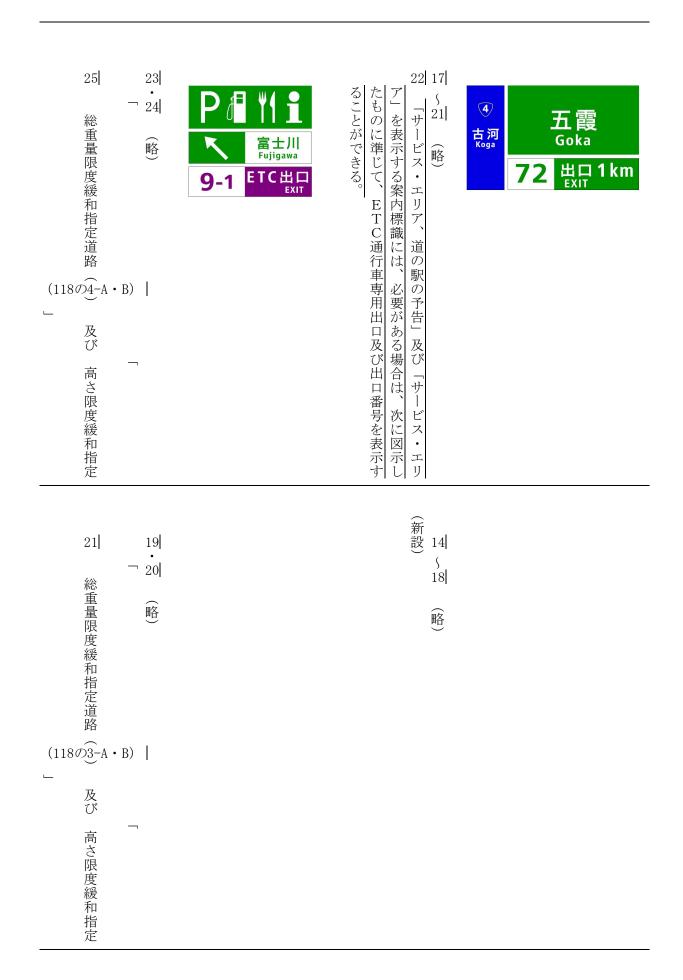
> 水戸 Mito

出口 1 km

水戸北 Mito-kita

9-1

- 9 -



(三) (二) 1 道路 (1) 量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重 案内標識 X 表示するもの以外のものについては、 非常電話」 分線を白色、 高速道路等に設置するもので、 (118 \mathcal{O}_{5}^{-} A • B) 高さ限度緩和指定道路 サービス・エリア、 を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同 「待避 地を緑色とする。ただし、 所 「非常駐車帯」 道の駅の予告 (118Ø5-C • D) 「入口の方向」、 文字、 及び 記号、 方面及び距離 「まわり道」 (116<u>0</u>2-C) 国道番号 矢印及び 入口 (118-A) を $(\overline{\underline{z}})$ $(\underline{\underline{z}})$ 22 \$ 36 1 寸法 道路 (1)量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重 することができる。 区分線を白色、 非常電話」 案内標識 表示するもの以外のものについては、 高速道路等に設置するもので、 (1180)4-A · B) (略) 高さ限度緩和指定道路 サービス・エリア、 を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同 地を緑色とする。ただし、 待避所」 「非常駐車帯」、 道の駅の予告 (1180)4-C · D) 「入口の方向」、 文字、 及び 記号、 方面及び距離 「まわり (11602-C) 国道番号 矢印 入口 道 及び (118-A) を

0)

告」、「方面、車泉をドー緑色、地を白色とし、「出口の予告」、「方面及び出コンスを表示するものの施設名を表示する部分については、文字をを表示するものの施設名を表示する部分については、文字を 白色 文字を白色、地を紫色とし、同表備考一の一の1の規定によ合には当該ETC通行車専用出口を表す旨を表示する部分の エリア、 (106-B) り方面を表示する場合には当該方面を表示する部分の文字を 表示するものの出口番号を表示する部分並びに $(\widehat{116})$ の規定によりETC通行車専用出口を表す旨を表示する場 車線及び出口の予告」、 出 地を青色とし、 П を表示するものの道の駅を表示する部分並びに 「出口の予告」、 を表示するものについて、 道の駅の予告 サービス・エリア、 (116 \mathcal{O} 2-A • B) 「方面及び出口」及び「出口」を 「方面及び出口の予告」、 及び「サービス・エリア」 別表第一 道の駅及び サービス 方)距離 方 面及び出口の予告(110-A) エリア、 (106-B) 字を白色、 示するものの国道番号 (18) を表示する部分については、 ・A) 緑色、 を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を() 表示するものの出口番号を表示する部分並びに $(\widehat{116})$ 車線及び出口の予告」、 地を白色とし、 を表示するものの道の駅を表示する部分並びに 「出口の予告」、 地を青色とする。 道の駅の予告 サービス・エリア、 (116 \mathcal{O} 2-A • B) 及 び 「方面及び出口」及び 「方面及び出口の予告」、 方面及び出口 及び「サービス・エリア」 道の駅及び距離 (112-A) サービス・ 「出口」を

を表

方

文

「方面

面及び出口の予告 (110-A) 及び 方面及び出口 (112-A) を表

文

字を白色、 する部分の文字を白色、地を紫色とし、 番号を表示する場合には当該ETC通行車専用出口を表示 備考一の一の2の規定によりETC通行車専用出口及び出 分の文字を紫色、地を白色とする。 「サービス・エリア」を表示するものについ 地を青色とし、 「サービス・エリア、 出口番号を表示する 道の 0 予

10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の一のては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢、「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについ 料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、 旨を表示する部分の文字を白色、 する場合には当該ETC通行車専用入口を表す旨を表示する 分を白色の区分線で囲むとともに、 地を紫色とする。 有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す の11の規定によりETC通行車専用入口を表す旨を表示 地を緑色とし、 当該部分の文字を白 地を白色とし 同表備考一

(6)(3) (5) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定

> 10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無即を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の一のては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢、「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについ 料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、 旨を表示する部分の文字を白色 有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す 地を緑色とする。 地を白色とし

(6) (3) (5)

高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指 定

(13) 高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」(8)~12 (略) 地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。 (7) 道路 及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記 地 て高速道路番号又は高速道路等の通称名を表示する場合には る道路管理者が指定した道路に設置する を緑色、 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す 矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面とし (118<u>0</u>5-C) (118<u>0</u>5-D) 記号外の文字及び記号を白色とする。 を表示するものについては、 を表示するものについては、 記号中の文字及び 高さ限度緩和指定 記号中の文字及び

称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部、次に図示したものに準じて、当該高速道路番号又は当該通

地を緑色とする。

分の文字を白色、地を緑色とする。

(13) 高速道路等以トン・(13)(8)~(12) (略) 地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。 (7)道路 地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。 のに準じて、当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲 及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記 むとともに、当該部分の文字を白色、 て高速道路等の通称名を表示する場合には、次に図示したも る道路管理者が指定した道路に設置する 高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す 矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面とし (118<u>0</u>4-D) (118<u>0</u>4-C) を表示するものについては、 高さ限度緩和指定 記号中の文字及び

を表示するものについては、

記号中の文字及び

(14)(略) 5 徳島 E32 徳島道 TOKUSHIMA EXP (25)(略) 三好市 Miyoshi City 北島 Kitajima

(五) (四)

2 \(\)

文字等の大きさ等

1 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、 (略) 「入口の予告」、 「方面、

方向及び道路の通称名の予告」

「入口の方向

「方面、

方向及び道路の通称名」、

著名地点

「方面、

方向及び道路の通称名」、

著名地点

(11<u>4</u>-B)

非常電話」 「待避所」、 「非常駐車帯」、 「駐車場」、 (11<u>4</u>-B)

坂車線」、 「国道番号」、 「都道府県道番号」、 「総重量限度駐車場」、「登

緩和指定道路」、

高さ限度緩和指定道路

「道路

(11805-A • B)

大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(口 通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の ーマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただ

> (五) (四) 2 \(\) (略)

2 1 文字等の大きさ等 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の (略) 「入口の予告」、 「方面、 方向及び道路の通称名の予告」

(14)5 (25)(略)



非常電話」、 坂車線」、 「国道番号」 「待避所」、 「都道府県道番号」、 非常駐車帯」、 「駐車場」、 「総重量限度 登

緩和指定道路」 高さ限度緩和指定道路 (1180)4-A • B) 「道路 \mathcal{O}

大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の 口 ーマ字にあつては、その二分の一の値) を基準とする。ただ

方向

8 (1) 五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。 し、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・ リメートル、 ミリメートル、 さ限度緩和指定道路 ては九ミリメートル、 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、 案内標識 縁線及び区分線の太さは、 (11802-A) 「駐車場」及び 国道番号 「登坂車線」を表示するものについては十ミ 総重量限度緩和指定道路 (118⊅5-A • B) まわり道 (118<u>B</u> • C) 国道番号 を表示するものについては十六 次の寸法を基準とする。 (120-B) (118-A) 都道府県道番号 を表示するものにつ (1180)4-A • B) 都道府県道 及び 「待避所 (1180)2-A • B) 高 8 3 7 (1)五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。 さ限度緩和指定道路 縁、 ミリメート いては九ミリメートル、 必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・ 案内標識 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、 縁線及び区分線の太さは、 (118<u>0</u>2-A) 「駐車場」及び 国道番号 「登坂車線」を表示するものについては十ミ 総重量限度緩和指定道路 (118*O*)4-A まわり道 (118<u>B</u> • C) 国道番号 を表示するものについては十六 次の寸法を基準とする。 (120-B) (118-A) 都道府県道番号 を表示するものにつ

都道府県道

「待避所

(118Ø3–A • B)

及び

高

(1180)2-A • B)

二~四 (略)	(2)	一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二ートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の」	及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメ
二~四 (略)		一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさのニートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の」	及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメ